

中津川市企業立地促進条例の奨励措置

中津川市では、市内に事業所を新設、増設、移設する事業者の皆さんに、県内トップクラスの奨励措置をご用意してお待ちしております。

■ 製造工場等の立地に係る奨励措置

① 企業立地奨励金（最大6,000万円）

- ・設備投資により新たに取得した資産の固定資産税評価額の1/10を交付

② 事業所設置奨励金（固定資産税額分を5年間交付）

- ・設備投資により新たに取得した資産の固定資産税及び都市計画税相当額を5年間毎年交付

③ 雇用促進奨励金（最大3,000万円）

- ・設備投資に伴い新たに雇用した従業員のうち、本市に1年以上住所を有し、継続して1年以上雇用している者1人につき30万円を交付

④ インフラ整備奨励金（最大3,000万円）

- ・新たな事業所の設置に伴い整備したインフラ（道路・上下水道等）の整備に要した費用の1/2を交付（事業所の設置に伴い整備する進入道路及び上下水道で、同一敷地1回のみ）

■ 企業の本社機能移転・拡充に係る奨励措置

企業の本社機能移転・拡充に対しては、上記奨励措置と合わせ、以下の奨励措置が受けられます。

① 固定資産税の軽減（3年間減税）

- ・新たに取得した資産にかかる固定資産税を免除または軽減（3年間）

【移転型】 3年間課税免除

【拡充型】（第1年度）税率×0% （第2年度）税率×1/3 （第3年度）税率×2/3

② 事務所賃借料奨励金（最大1,000万円）

- ・本社移転に係る建物の賃借料の一部を交付（60ヶ月）
（国、県等の補助を差し引いた額の1/2以内の額）

奨励を受けるための要件

業種によって下記の投資額と新規雇用人数の条件を満たす必要があります。

区分		投下固定資産の取得合計額	操業開始に伴う新規雇用人数	
製造業 情報通信業 運輸業 宿泊業	中小企業	新設	7,500万円以上	5人以上
		増設、移設	5,000万円以上	3人以上
	中小企業以外	新設	1億円以上	20人以上
		増設、移設	1億円以上	10人以上
本社機能を有する事業	中小企業	1,000万円以上	2人以上	
	中小企業以外	2,000万円以上	5人以上	

その他詳細な要件や手続き等については、こちらまで！

岐阜県中津川市栄町1-1 にぎわいプラザ4階

中津川市企業誘致推進室 TEL 0573-66-1111(内線4262)

